



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ*フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

国外財産に関する情報収集は日本だけではありません

近年、国外財産に対する税制改正が毎年のように行われています。国外財産調書制度の創設され、平成 26 年 1 月 1 日以後提出（平成 25 年分から）が義務付けられました。しかし、これは日本に限ったことではありません。米国では、外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）が成立・施行されています。この法律は、米国外の金融機関と米 I R S（内国歳入庁）が直接 F F I（Foreign Financial Institution）と F F I 契約を締結し、米人口座の情報（口座保有者、口座残高、利子や配当の年間受取総額等）について報告義務を課するものです。この法律の強力な点は、F F I 契約を締結しない、もしくは情報提供に非協力である場合には、F F I に対し一定の利子や配当等に 30% の源泉徴収義務や口座閉鎖義務を負わせるということです。日本の金融機関では個人情報保護法上の問題や源泉徴収・口座閉鎖により口座保有者から訴訟を起こされる等の恐れがあることから、この実施に関して多くの課題がありましたが、先月、日米当局より共同声明が発表され、源泉徴収や口座閉鎖義務は免除されるものの、情報開示は次の流れで実施されるようです。

- ① 金融庁等が日本の金融機関にオフィシャル・ガイダンスを発出。実施状況を監督
- ② 日本の金融機関から米 I R S へ情報報告に協力的米人口座について情報を送付。非協力口座について、金融機関毎の総件数・総額を送付
- ③ 米 I R S から国税庁へ非協力口座の情報を租税条約に基づき要請
- ④ 国税庁が日本の金融機関から租税条約実施特例法の調査権限により非協力口座の情報入手
- ⑤ 国税庁が米 I R S に租税条約に基づき情報提供

欧州 5 カ国（英独仏伊西）では米 F A T C A に対し、日本より更に協力的で国内法を整備して対応します。現在 O E C D において、相手国の納税者が行う取引等の税関連情報を相手国税当局に対し、まとめて自動的に提供する仕組み（自動的情報交換）の国際基準策定作業が進められており、今後、日本の国税庁は国外での税関連情報の入手が容易になりそうです。

納税者取締りのノルマ

年度末になると急に町中をパトロールする警官が増え、切符を切られる不満顔の運転者の姿をよく目にするようになります。納得のいかない罰金を払った経験を多くの人がお持ちではないでしょうか。周知の事実ですが、警察には努力目標という名のノルマがあり、それを消化するために適切・公平とは言い難い取締りが行われています。先日国家公安委員長がこの現状について「取締りのための取締りになってしまっている」と苦言を呈しましたが、これは交通の現場だけではなく、税務の現場においても行われていることなのです。

税務職員は調査件数のノルマが課せられ、調査により発覚した非違事項により課税所得が増えると、それがその職員の成績となり昇進に影響します。したがって、調査に入ったのに何も見つけずに帰ることは税務職員にとって無能の烙印を押されるに等しく、指摘事項が無い会社は彼らにとっては「望ましくない会社」になってしまうのです。何かがおかしい・・・課税庁の存在意義が、「適正で公平な税務行政の推進」であるならば、自分の管轄する地域の納税者が適正に申告していることは本来喜ばしいことのはずなのに。目先のノルマ達成のために本来調査を行う必要のない会社に来たり（営業妨害なのでやめてください）自身の成績のために「重箱の隅をつつくような粗さがし」をして無理やり課税しようとする一方で、本来取り締まるべき巨悪（国税幹部、大物政治家 etc.）のことは見て見ぬふり。これが果たして適正で公平な税務行政と言えるのでしょうか。税務の現場にいる我々はこうした不条理を日々目にしているのです。国税庁のトップは今回の国家公安委員長の発言を聞いて襟を正した・・・わけはありません！諸外国と比べても日本の税務行政は当局優勢で納税者の立場が弱いのです。このような現状を改善していくことも税理士の使命の一つではないかと痛感します。